

建設局「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」試行実施要領

1 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用状況を把握するため、建設局が施行する工事において、CCUSの登録者数の調査等を行う工事（以下「CCUS活用工事」という。）の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。

- ・ 技能者

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。

- ・ CCUS 登録事業者

下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。

- ・ CCUS 登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。

- ・ 登録事業者率

$\text{CCUS 登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$

- ・ 登録技能者率

$\text{CCUS 登録技能者の数} / \text{技能者の数}$

- ・ 就業履歴蓄積率

$\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$

- ・ 計測日

登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を計測する日をいう。

- ・ 平均登録事業者率

登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。

- ・ 平均登録技能者率

登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。

- ・ 平均就業履歴蓄積率

就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3 CCUS活用工事（試行）

（1）対象工事

局が施行する大規模な土木工事（予定価格が9億円以上）のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

（2）実施方法

発注者は「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」である旨を別添2のとおり起工書、案件公表時の資料及び特記仕様書に明示する。

契約後、受注者がCCUS活用工事の実施を希望する場合は、現場着手前までに協議・報告書（統一様式26）により監督員にその旨報告する。

（3）実施内容

受注者は、CCUS活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

1）カードリーダー等の設置及び運用

受注者は、CCUSに工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダー等を設置し、現場作業全期間に渡って運用を行う。なお、CCUS活用のためのカードリーダー等の設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）は受注者の負担とする。

2）指標の計測

CCUS活用状況の把握のため、受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率の各指標の計測を行う。なお、各指標の目標基準等は定めない。

3）活用状況把握のためのアンケート調査への協力

受注者は、工事におけるCCUSの活用状況等を把握するために発注者が行うアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）への協力を行う。

（4）実施状況の確認

1）受注者は、カードリーダー等を現場に設置した際、設置状況の分かる写真を撮影し、監督員に提出するものとする。また、受注者は現場作業全期間に渡って運用されていることを示すため、CCUSより出力した就業履歴一覧を工事完了時に監督員に提出する。

2）指標の計測は、工事の始期（工事着手日）から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3ヶ月未満で工

事が完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。具体的な計測日は、受発注者協議のうえで決定する。

計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における指標の結果や根拠資料を監督員に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積率を算出し、監督員に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している下請企業者数・技能者数を監督員が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

3) 受注者はアンケート調査に対する回答を工事完了時までに監督員に提出する。

(5) 工事成績評定

受注者が(3)に掲げる実施内容を適切に実施した場合には、工事成績評定の「創意工夫と熱意」の「37 その他」の項目で加点点評価(1点)する。

附則(令和6年5月14日付5建総技第390号)

この要領は、令和6年5月1日以降公表する案件から適用する。

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に以下のように記載する。

本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」である。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」である。

3 特記仕様書記載例

本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」であり、受注者が現場着手前にその実施を希望した場合に適用する。実施にあたっては、『「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」試行実施要領』（以下「要領」という。）に基づき行う。要領は、東京都建設局のホームページから入手できる。

（ <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html> ）